

亀山市告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき国民健康保険税の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和元年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

1 委託の内容

亀山市国民健康保険税収納支援業務

2 受託者した私人の所在地及び名称

三重県津市栄町二丁目466番地

楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行

3 委託期間

令和元年6月3日から令和2年3月31日まで

4 委託した収納事務の範囲

国民健康保険税の収納

5 収納事務を行う期間

令和元年6月3日から令和2年3月31日まで